



第14回幕別町・忠類村合併協議会資料

協議第3号	慣行の取扱いについて	1ページ
協議第4号	地方税の取扱いについて	4ページ
協議第5号	条例・規則等の取扱いについて	10ページ
協議第9号	財産及び債務の取扱いについて	11ページ
協議第10号	一般職の職員の身分の取扱いについて	21ページ
協議第11号	特別職の身分の取扱いについて	30ページ
協議第13号	国民健康保険事業の取扱いについて	37ページ
協議第15号	広報・広聴事業の取扱いについて	41ページ
協議第16号	交通関係事業の取扱いについて	42ページ
協議第17号	児童福祉事業の取扱いについて	44ページ
協議第19号	障害者福祉事業の取扱いについて	48ページ
協議第22号	保健・医療事業の取扱いについて	52ページ
協議第27号	使用料・手数料等の取扱いについて	57ページ
協議第29号	建設関係事業の取扱いについて	59ページ
協議第30号	下水道関係事業の取扱いについて	62ページ
協議第31号	水道関係事業の取扱いについて	74ページ
協議第33号	行政区・町内会の取扱いについて	80ページ

「協議第3号 慣行の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	20 慣行の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 町章、町民憲章については、<u>新町において制定する。</u></p> <p>2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、<u>新町において調整する。</u></p> <p>3 名誉町民制度及び表彰については、<u>新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 開町記念式については、<u>新町において調整する。</u></p> <p>5 新年交礼会については、<u>合併時に廃止する。</u></p>	<p>1 町章、町民憲章及び町歌については、<u>幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村章、村民憲章及び村歌については、地域において伝承するものとする。</u></p> <p>2 宣言については、<u>幕別町の宣言を新町に引き継ぐものとし、忠類村の宣言については、新町において調整する。</u></p> <p>3 町の木・花・鳥については、<u>町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。</u></p> <p>4 名誉町民制度及び表彰については、<u>新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>5 開町記念式については、<u>幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開町記念式については、記念式の趣旨を継承し、開催方法について新町において調整する。</u></p> <p>6 新年交礼会については、<u>合併時に廃止する。</u></p>

区分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町章	<p>【町章】 (昭和36年12月24日制定)</p>  <p>「幕別」の文字を図案化し、円形にしたもの</p>	<p>【村章】 (昭和29年1月制定)</p>  <p>忠類村の「忠」の字を図案化し、円形に寄せ集めたもので、村民の円満な融合を表徴したもの</p>	<p><u>新町において制定する。</u></p>	<p><u>幕別町の町章を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村章については、地域において伝承するものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町民憲章	<p>【町民憲章】 (昭和41年9月21日)</p> <p>たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。 きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。 美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。 未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。</p>	<p>【村民憲章】 (昭和44年10月20日)</p> <p>わたくしたちは きびしい開拓精神をうけつぎ かがやく未来を開く 忠類村の住民です</p> <p>1 自然を愛し 人をだいじにして 明るい村をつくりましょう 1 自由をたいせつにし 責任をはたし 住みよい村をつくりましょう 1 健康をよろこび しごとにはげみ 豊かな村をつくりましょう 1 としよりを敬い こどもを愛し しいあわせな村をつくりましょう 1 文化を高め 未来に大きな夢をもつ 楽しい村をつくりましょう</p>	<p>新町において制定する。</p>	<p>幕別町の町民憲章を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村民憲章については、地域において伝承するものとする。</p>
町の木・花・鳥	<p>【「町の木」「町の花」「町の鳥」】 (昭和61年8月22日)</p> <p>町の木 カシワ 町の花 スズラン シバザクラ 町の鳥 オオハクチョウ</p>	<p>【「村の木」「村の花」】 (昭和56年8月)</p> <p>村の木 シラカバ 村の花 シバザクラ</p>	<p>新町において調整する。</p>	<p>町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町歌	【幕別町歌】 昭和41年10月1日決定	【忠類村歌】 昭和49年8月決定	<u>新町において調整する。</u>	<u>幕別町の町歌を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村歌については、地域において伝承するものとする。</u>
宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒健全育成推進の町宣言 (昭和60年12月23日) ・平和非核宣言 (昭和60年12月23日) ・防犯の町宣言 (平成元年9月29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全宣言 (昭和39年5月9日) ・防犯宣言 (昭和62年12月18日) ・農畜産物自給確立の村宣言 (平成5年3月11日) ・非核平和宣言 (平成5年9月21日) 	<u>新町において調整する。</u>	<u>幕別町の宣言を新町に引き継ぐものとし、忠類村の宣言については、新町において調整する。</u>
開町記念式	<p>(趣旨) 自由と平和を求めてやまない幕別町民は、開拓先人の偉業に感謝を捧げるとともに、本町の発展を期するために、ここに町民こぞって祝い感謝し記念する。</p> <p>(期日) 10月1日</p>	<p>(趣旨) 忠類村の開村時をしのび、開拓先人の偉業に感謝を捧げるとともに、愛村の精神を涵養し、村民協力して忠類村の発展を期する。</p> <p>(期日) 8月20日</p>	<u>新町において調整する。</u>	<u>幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開村記念式については、記念式の趣旨を継承し、開催方法について新町において調整する。</u>

「協議第4号 地方税の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	10 地方税の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、<u>合併時まで調整する。</u></p> <p>2 個人町民税の減免については、<u>幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>3 法人町民税の減免については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>4 鉱産税については、<u>幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 特別土地保有税の免税点については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>6 入湯税については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>ただし、課税免除については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>7 申告受付については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>1 2 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(2) 法人町民税の減免については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(3) 特別土地保有税の免税点については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(4) 入湯税については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>ただし、課税免除については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>2 申告受付については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個人町村民税	<p>(1) 税率 2 町村ともに標準税率を適用 均等割 3,000円 所得割 200万円以下 3 / 100 200万円を超える金額 8 / 100 700万円を超える金額 10 / 100 特別減税 所得割の15% (4 万円限度)</p> <p>(2) 減免 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者 又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者</p> <p>(3) 納期 普通徴収 第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 10月16日～同月31日まで 第4期 12月1日～同月25日まで 特別徴収 月割額 (6月から翌年5月まで) を翌月10日まで</p>	<p>(3) 納期 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日まで 第2期 8月1日～同月31日まで 特別徴収 月割額 (6月から翌年5月まで) を翌月10日まで</p>	<p>個人町民税の税率については、<u>現行のとおり標準税率とする。</u> <u>減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u> <u>普通徴収の納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時までに調整する。</u></p> <p>納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで</p>

区分	現況			調整の具体的内容			
	幕別町	忠類村		決定済	再提案		
法人町村民税	(1) 税率 2町村ともに制限税率を適用			法人町民税の税率については、現行のとおり制限税率とする。 減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。			
	区分	法人等の区分				税率(年額:円)	
	法人税割率					従業員 50人超	従業員 50人超
	均等割	資本金等の金額が50億円超				100分の14.7	
		資本金等の金額が10億円超50億円以下				3,600,000	
		資本金等の金額が10億円超				2,100,000	
		資本金等の金額が1億円超10億円以下					492,000
		資本金等の金額が1千万円超1億円以下				480,000	192,000
		資本金等の金額が1千万円以下				180,000	156,000
		上記以外				144,000	
		60,000					
(2) 減免 第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者。		(2) 減免 法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 前各号に掲げる者のほか特別の事由がある者					

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
固定資産税	(1) 税率 2町村ともに標準税率の1.4%を適用 (2) 納期 第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 10月16日～同月31日まで 第4期 12月1日～同月25日まで	(2) 納期 第1期 9月1日～同月30日まで 第2期 11月1日～同月30日まで	固定資産税の税率は、 <u>標準税率とする。</u> 納期については、 <u>4期制とし、各期の納期は、合併時までに調整する。</u> 納期 第1期 6月16日 ~同月30日まで 第2期 8月16日 ~同月31日まで 第3期 10月16日 ~同月31日まで 第4期 12月1日 ~同月25日まで	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 納期 第1期 6月16日 ~同月30日まで 第2期 8月16日 ~同月31日まで 第3期 10月16日 ~同月31日まで 第4期 12月1日 ~同月25日まで

区分	現況		調整の具体的内容		
	幕別町	忠類村	決定済	再提案	
軽自動車税	(1) 税率 2町村ともに標準税率を適用		軽自動車税の税率については、 <u>現行のとおり標準税率とする。</u> 納期については、 <u>合併時まで調整する。</u> 納期 6月16日 ~ 同月30日まで	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 納期 6月16日 ~ 同月30日まで	
	区分				年税額 (円)
	原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05 L 以下又は定格出力0.6Kw以下			1,000
		二輪のもので総排気量0.05 L 超0.09 L 以下、又は、定格出力0.6Kw超0.8Kw以下			1,200
		二輪のもので総排気量0.09 L 超又は定格出力0.8Kw超			1,600
		三輪以上のもので総排気量0.02 L 超又は、定格出力0.25Kw超			2,500
	軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む)			2,400
		三輪のもの			3,100
		四輪以上のもの 乗用 営業用			5,500
		四輪以上のもの 乗用 自家用			7,200
		四輪以上のもの 貨物用 営業用			3,000
		四輪以上のもの 貨物用 自家用			4,000
		専ら雪上を走行するもの			2,400
	小型特殊自動車	小型特殊自動車 農耕作業用のもの			1,600
		小型特殊自動車 その他のもの			4,700
二輪の小型自動車		4,000			
(2) 納期 6月16日~同月30日まで		(2) 納期 5月1日~同月31日まで			

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
入湯税	<p>(1) 税率</p> <p>一般入湯客</p> <p>宿 泊 150円</p> <p>日帰り 70円</p> <p>修学旅行の学生生徒</p> <p>宿 泊 100円</p> <p>日帰り 50円</p> <p>湯治客</p> <p>(療養のため7日以上宿泊するもの) 100円</p> <p>(2) 課税免除</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>(3) 納付方法</p> <p>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を町(村)長に申告納付する。</p>	<p>(1) 税率</p> <p>一般入湯客</p> <p>宿 泊 150円</p> <p>日帰り 70円</p> <p>(2) 課税免除</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>村長が、特に必要と認めた者</p>	<p>入湯税の税率については、幕別町の例により合併時に統合する。</p> <p>課税免除については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p><u>地域住民の福祉の向上を図るため、もっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者</u></p> <p>__保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>__前各号に定めるもののほか特別な事由があると認めた者</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>__保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>__前各号に定めるもののほか特別な事由があると認めた者</p>

「協議第5号 条例・規則等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	14 条例・規則等の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <p>1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの</p>	<p>1 条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。</p> <p>2 各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。</p>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
条例等の制定状況	条例 202本 規則 181本 その他（規程、要綱等） 302本 計 685本	条例 150本 規則 114本 その他（規程、要綱規約等） 120本 計 384本		

「協議第9号 財産及び債務の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	5 財産及び債務の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、<u>基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。</u></p>	<p>忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、<u>新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。</u></p>

区分	現況（平成15年度末現在）		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
二 財産	<p>【公有財産】＜別紙1＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 23,634,109m² ・立木推定蓄積量 186,421m³ ・建物（延床面積） 175,852m² ・有価証券 株券 59,150千円 ・出資による権利 846,188千円 <p>【物品】＜別紙2＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 121台 <p>【債権】＜別紙3＞ 969,957千円</p> <p>【基金等】＜別紙4＞ 3,621,015千円</p>	<p>【公有財産】＜別紙1＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 20,362,436m² ・立木推定蓄積量 203,883m³ ・建物（延床面積） 41,801m² ・有価証券 株券 15,130千円 ・出資による権利 30,001千円 <p>【物品】＜別紙2＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 47台 <p>【債権】＜別紙3＞ 18,760千円</p> <p>【基金等】＜別紙4＞ 1,828,488千円</p>		
債務	<p>【地方債残高】＜別紙5＞ 34,150,436千円</p> <p>【債務負担行為】＜別紙6＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度以降の支出予定額 2,405,186千円 	<p>【地方債残高】＜別紙5＞ 4,895,784千円</p> <p>【債務負担行為】＜別紙6＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度以降の支出予定額 1,009,572千円 		

別紙1

公有財産(土地)

(単位: m²)

区 分		幕 別 町	忠 類 村	合 計	
行政財産	本庁舎	4,065	22,011	26,076	
	公共用 財 産	学校	578,557	57,488	636,045
		公営住宅	112,478	44,386	156,864
		公園	1,037,851	68,728	1,106,579
		その他の施設	9,285,566	8,406,922	17,692,488
	山林(保安林)	5,139,000	872,000	6,011,000	
	計	16,157,517	9,471,535	25,629,052	
普通財産	宅地	46,288	3,788	50,076	
	田畑	0	0	0	
	山林	7,228,027	10,083,779	17,311,806	
	その他	202,277	803,334	1,005,611	
	計	7,476,592	10,890,901	18,367,493	
合 計		23,634,109	20,362,436	43,996,545	

公有財産(立木推定蓄積量)

(単位: m³)

区 分	幕 別 町	忠 類 村	合 計
行政財産	84,831	19,806	104,637
普通財産	101,590	184,077	285,667
合 計	186,421	203,883	390,304

別紙1(つづき)

公有財産(建物)

(延床面積、単位:㎡)

区 分		幕 別 町		忠 類 村		合 計		
		木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	
行政財産	本庁舎		49	3,816	0	1,031	49	4,847
	公共用 財 産	学校	2,715	50,428	108	7,261	2,823	57,689
		公営住宅	407	46,403	506	9,334	913	55,737
		公園	928	257	180	0	1,108	257
		その他の施設	15,682	53,167	5,218	17,522	20,900	70,689
	計		19,781	154,071	6,012	35,148	25,793	189,219
普通財産		768	1,232	193	448	961	1,680	
合 計		20,549	155,303	6,205	35,596	26,754	190,899	
		175,852		41,801		217,653		

別紙1(つづき)

公有財産(有価証券)

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	忠 類 村	合 計
【株券】			
株式会社北海道畜産公社	690	300	990
帯広空港ターミナルビル株式会社	760	280	1,040
十勝テレホンネットワーク株式会社	200	50	250
株式会社幕別町地域振興公社	57,500	0	57,500
株式会社忠類振興公社	0	14,500	14,500
合 計	59,150	15,130	74,280

別紙1(つづき)

公有財産(出資による権利)

(単位:千円)

	名 称	幕 別 町	忠 類 村	合 計
出 資 金	幕別町森林組合	1,672	0	1,672
	忠類村森林組合	0	4,250	4,250
	幕別町土地開発公社	5,000	0	5,000
	忠類村土地開発公社	0	6,000	6,000
	十勝中部広域水道企業団	724,828	0	724,828
	十勝ふるさと市町村圏基金	51,480	13,320	64,800
	北海道農業信用基金協会	1,600	1,640	3,240
	北海道土地改良事業団体連合会	650	250	900
	国民健康保険団体連合会診療報酬支払基金	462	94	556
	(社)北海道私学振興基金協会	90	60	150
	(財)北海道市町村職員福祉協会育英事業	1,250	750	2,000
	(有)北海道索道サービス	0	50	50
	計	787,032	26,414	813,446
	出 損 金	(財)北海道地域医療振興財団	0	142
(財)北海道社会福祉施設運営財団		330	90	420
(財)北海道農業開発公社		200	200	400
(財)北海道勤労者信用基金協会		350	100	450
(財)北海道学校保健会		261	165	426
(財)北海道健康づくり財団		9,200	880	10,080
(財)北海道暴力追放センター		1,700	300	2,000
(財)十勝圏振興機構		20,412	1,431	21,843
(財)札幌交響楽団		0	200	200
(財)十勝勤労者共済センター		483	79	562
(財)アイヌ文化振興研究推進機構		20	0	20
(財)幕別町農業振興公社		20,000	0	20,000
(財)十勝エコロジーパーク財団		6,200	0	6,200
計	59,156	3,587	62,743	
合 計	846,188	30,001	876,189	

別紙2

物品(公用車)

(単位:台)

区 分	幕 別 町	忠 類 村	合 計
普通貨物自動車	15	2	17
小型貨物自動車	26	5	31
乗合自動車	12	4	16
普通乗用自動車	8	5	13
小型乗用自動車	22	7	29
特殊用途自動車	13	3	16
大型特殊自動車	8	6	14
小型特殊自動車	3	7	10
軽自動車	11	8	19
原動機付き自転車	3	0	3
合 計	121	47	168

別紙3

債権

(単位:千円)

区 分		幕別町	忠類村	合 計
町村税	住民税	69,128	2,126	71,254
	固定資産税	179,126	7,075	186,201
	国保税	268,157	9,208	277,365
	その他	8,299	118	8,417
	計	524,710	18,527	543,237
各種貸付金		365,633	0	365,633
使用料	住宅料	14,481	233	14,714
	水道使用料	29,184	0	29,184
	下水道使用料	11,423	0	11,423
	保育料等	21,027	0	21,027
	その他	1,433	0	1,433
	計	77,548	233	77,781
介護保険料		2,066	0	2,066
合 計		969,957	18,760	988,717

別紙4
基金等

(単位:千円)

	名 称	幕 別 町	忠 類 村	合 計
一般会計	財政調整基金	938,020	566,906	1,504,926
	減債基金	1,095,746	296,698	1,392,444
	公共施設整備等基金	0	202,642	202,642
	教育施設建設基金	8,833	0	8,833
	土地開発基金(現金)	272,779	37,645	310,424
	(土地)	213,176	3,020	216,196
	図書館図書整備基金	67,150	0	67,150
	ふるさと創生事業基金	100,000	34,035	134,035
	国鉄広尾線代替輸送確保基金	0	33,648	33,648
	地域福祉基金	434,800	86,979	521,779
	酪農振興基金	71,547	0	71,547
	農業振興基金	0	83,885	83,885
	河川緑化整備事業基金	141,078	0	141,078
	国営土地改良事業施設整備基金	0	36,605	36,605
	中山間ふるさと水と土保全基金	0	6,358	6,358
	奨学資金積立基金	20,513	0	20,513
	小規模企業振興資金貸付基金	6,194	0	6,194
	勤労者生活資金貸付基金	4,475	0	4,475
	備荒資金組合積立金(普通納付分)	106,337	116,703	223,040
	(超過納付分)	52,736	141,737	194,473
特別会計	国民健康保険支払準備基金	0	13,706	13,706
	簡易水道事業特別会計基金	0	108,540	108,540
	農業集落排水事業償還基金	0	44,490	44,490
	農業集落排水事業特別会計基金	0	10,647	10,647
	介護保険財政関係基金	66,631	4,244	70,875
公営企業会計	水道会計積立金(法定分)	14,000	0	14,000
	(任意分)	7,000	0	7,000
	合 計	3,621,015	1,828,488	5,449,503

別紙5

地方債残高

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	忠 類 村	合 計
一般会計	20,593,765	3,487,169	24,080,934
一般公共事業債	2,287,847	300,979	2,588,826
一般単独事業債	9,617,549	567,329	10,184,878
公営住宅建設事業債	1,838,544	409,046	2,247,590
義務教育施設整備事業債	1,163,760	65,383	1,229,143
辺地対策事業債	743,961	0	743,961
災害復旧事業債	108,949	4,231	113,180
過疎対策事業債	0	1,303,700	1,303,700
財源対策債	563,920	5,962	569,882
減税補てん債	629,374	45,344	674,718
臨時財政対策債	1,213,600	336,800	1,550,400
その他	2,426,261	448,395	2,874,656
特別会計	10,943,004	1,408,615	12,351,619
国民健康保険	0	0	0
簡易水道	906,672	637,416	1,544,088
公共下水道	9,177,253	0	9,177,253
個別排水	687,079	122,200	809,279
農業集落排水	0	648,999	648,999
公共用地取得	172,000	0	172,000
公営企業会計	2,613,667	0	2,613,667
水道	2,613,667	0	2,613,667
合 計	34,150,436	4,895,784	39,046,220

別紙6

債務負担行為

(単位:千円)

区 分	幕 別 町			忠 類 村			合 計		
	債務負担行為限度額	平成16年度以降の支出予定額	支出予定額のうち一般財源等	債務負担行為限度額	平成16年度以降の支出予定額	支出予定額のうち一般財源等	債務負担行為限度額	平成16年度以降の支出予定額	支出予定額のうち一般財源等
土地の購入に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建造物の購入に係るもの	111,275	29,923	29,923	0	0	0	111,275	29,923	29,923
その他の物件の購入に係るもの	35,702	29,987	0	0	0	0	35,702	29,987	0
製造・工事の請負に係るもの	162,731	80,100	6,095	0	0	0	162,731	80,100	6,095
債務保証、損失補償に係るもの	3,070,500	0	0	68,741	0	0	3,139,241	0	0
その他	4,148,710	2,265,176	2,117,562	1,741,560	1,009,572	747,956	5,890,270	3,274,748	2,865,518
合 計	7,528,918	2,405,186	2,153,580	1,810,301	1,009,572	747,956	9,339,219	3,414,758	2,901,536

「協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、<u>合併時まで統一するよう調整する。</u></p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から<u>合併時まで統一するよう調整する。</u>なお、現職員については、<u>合併後速やかに給料の格差是正を図る。</u></p>	<p>1 忠類村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員の種類及び役職については、合併時に再編する。</u></p> <p>4 給料については、<u>次のとおり取り扱うものとする。</u>なお、現職員については、<u>新町において速やかに給料の格差是正を図る。</u></p> <p>(1) <u>給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) <u>初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(3) <u>級別職務分類については、合併時に再編する。</u></p> <p>(4) <u>級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 <u>諸手当については、次の区分により調整する。</u></p> <p>— <u>現行のとおり新町に引き継ぐもの</u></p> <p>— <u>合併時に統合するもの</u></p> <p>— <u>合併時に再編するもの</u></p> <p>— <u>合併時に廃止するもの</u></p> <p>6 <u>退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>

区 分	現 況			調整の具体的内容			
	幕別町		忠類村				
職員数	【定数内職員数】			<p>忠類村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。なお、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">282人（実配置）</div>			
	区分	条例定数	実配置		区分	条例定数	実配置
	町長の事務部局	199人	189人		村長の事務部局	45人	44人
	議会の事務部局	4人	4人		議会の事務部局	2人	2人
	選挙管理委員会	1人	0人(6)		選挙管理委員会	-人	0人(6)
	監査委員の事務部局	1人	1人		監査委員の事務部局	-人	0人(2)
	農業委員会の事務部局	5人	4人		農業委員会の事務部局	2人	2人
	教育委員会の事務部局	35人	30人		教育委員会の事務部局	7人	6人
	(学校・その他教育機関の職員を含む)				(学校・その他教育機関の職員を含む) ()内は兼務		
	計	245人	228人		計	56人	54人

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
職員の種類及び役職	<p>【事務吏員】 《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長 《係長職》 副所長、係長、副主幹、職長 《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】 《部長職》 部長 《課長職》 課長、所長 《課長補佐職》 副所長、主幹 《係長職》 主任技師、係長 《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長 《係職》 栄養士、職長、主査、主任、技師、保健師、保育士、車両技師、汽缶技師、飼育技師、営繕技師、業務員、用務員</p> <p>【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保育士、栄養士、技手、業務員、用務員、業務補、用務補</p>	<p>【吏員】 《課長職》 課長、ふれあいセンター福寿所長、在宅介護支援センター所長、高齢者生活福祉センター施設長 《課長補佐職》 主幹 《係長職》 係長 《係長相当職》 主査 《係職》 主任、主事、技師</p> <p>【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、自動車運転手、事務生、公務補</p>	<p>次の職を基準に、合併時に再編する。なお、総合支所長の取扱いについては、「住民自治充実のための取扱い（協定項目6）」で別に協議する。</p> <p>【事務吏員】 《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長 《係長職》 係長、副主幹 《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】 《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長 《係長職》 係長、副主幹 《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長 《係職》 主査、主任、技師、保健師、栄養士、保育士</p> <p>【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保健師、栄養士、保育士</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
給料	<p>【給料表】 行政職 8 級制</p> <p>【初任給】 大卒 2 級 2 号給 短大卒 1 級 9 号給 高校卒 1 級 7 号給</p> <p>【級別職務分類】 1 級 定型的な職務を行う職務 2 級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4 級 主任の職務 5 級 係長、副主幹、主査の職務 特に困難な業務を行う主任の職務 6 級 主幹、次長、場長、副所長の職務 特に困難な業務を行う係長、副主幹、主査の職務 7 級 課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長、場長、副所長の職務 8 級 部長、室長、支所長、議会事務局長の職務 重要な業務を行う課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務</p>	<p>【給料表】 幕別町と同一</p> <p>【初任給】 大卒 2 級 2 号俵 短大卒 1 級 9 号俵 高校卒 1 級 7 号俵 中学卒 1 級 2 号俵</p> <p>【級別職務分類】 1 級 定型的な業務を行う職務 2 級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4 級 係長、主査及び主任の職務 5 級 重要な業務を所掌する係長等及び主任の職務 6 級 主幹の職務及び特に重要な業務を所掌する係長等の職務 7 級 課長、議会及び農業委員会の事務局長、教育次長、学校給食センター所長及び重要な業務を所掌する主幹の職務 8 級 重要な業務を所掌する課長等の職務</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。</p> <p>(1) 給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(3) 級別職務分類については、次の分類を基準に、合併時に再編する。</p> <p>【級別職務分類】 1 級 定型的な業務を行う職務 2 級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4 級 主任の職務 5 級 係長、副主幹、技師長、保育所長、保育士長、主査の職務 6 級 次長、主幹、場長の職務 特に困難な業務を行う主任の職務 7 級 課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務 重要な業務を行う次長、主幹、場長の職務 8 級 部長、室長、支所長、議会事務局長の職務 重要な職務を行う課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																																																																													
	幕別町	忠類村																																																																														
給料(つづき)			<p>(4) 級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>【級別資格基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験によるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学卒</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学卒</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td colspan="2">5別に定める</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>16</td> <td colspan="2">21</td> </tr> </tbody> </table>		1級	2級	3級	4級	5級	6級	試験によるもの							大学卒			4	3	5	7			0	4	7	12	19	短大卒		3	4	3	5	7		0	3	7	10	15	20	高校卒		5	4	3	5	7		0	5	9	12	17	24	その他							中学卒		6	4	3	5別に定める			3	9	13	16	21	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																										
試験によるもの																																																																																
大学卒			4	3	5	7																																																																										
		0	4	7	12	19																																																																										
短大卒		3	4	3	5	7																																																																										
	0	3	7	10	15	20																																																																										
高校卒		5	4	3	5	7																																																																										
	0	5	9	12	17	24																																																																										
その他																																																																																
中学卒		6	4	3	5別に定める																																																																											
	3	9	13	16	21																																																																											

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
諸手当	<p>【管理職手当】</p> <p>部長職 15%</p> <p>課長職 12%</p> <p>課長相当 10%</p> <p>【扶養手当】 国の基準と同一</p> <p>【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 16,000 円 借家・借間 月額 8,000 円を超える家賃を支払っている職員 ア. 月額 23,000 円以下の家賃の場合 8,000 円を控除した額 イ. 月額 23,000 円を超える家賃の場合 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) に 15,000 円を加算した額</p> <p>【寒冷地手当】 国の基準と同一</p>	<p>【管理職手当】</p> <p>課長相当職 12%</p> <p>主幹 10%</p> <p>【扶養手当】 幕別町と同一</p> <p>【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 11,000 円 借家・借間 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 ア. 月額 23,000 円以下の家賃の場合 12,000 円を控除した額 イ. 月額 23,000 円を超える家賃の場合 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) に 11,000 円を加算した額 については、国の基準と同一</p> <p>【寒冷地手当】 平成 16 年度改定を平成 17 年度に実施予定</p>	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 管理職手当については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(2) 扶養手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 住居手当のうち自己所有に属する住宅については、管内の状況を勘案し合併時に再編し、借家・借間については、忠類村の例(国の基準)により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 寒冷地手当については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
諸手当(つづき)	<p>【退職手当】 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>【期末手当・勤勉手当】 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15</p> <p>【宿日直手当】 勤務1回につき4,200円 常直的な宿日直勤務の額 ・月の2分の1を越えて勤務した場合 21,000円 ・月の2分の1に満たない場合 10,500円</p> <p>【通勤手当】 町独自(1,900円～10,900円)</p> <p>【単身赴任手当】 支給要件のみ国の基準と同一 (23,000円～68,000円)</p> <p>【特殊勤務手当】 該当なし</p>	<p>【退職手当】 幕別町と同一</p> <p>【期末手当・勤勉手当】 幕別町と同一</p> <p>【宿日直手当】 勤務1回につき 4,200円</p> <p>【通勤手当】 該当なし</p> <p>【単身赴任手当】 該当なし</p> <p>【特殊勤務手当】 (1)遠隔地勤務手当 20,900円/月</p>	<p>(5) 退職手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 期末手当・勤勉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(7) 宿日直手当については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(8) 通勤手当については、国の基準により、合併時に再編する。</p> <p>(9) 単身赴任手当については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>(10) 特殊勤務手当については、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
諸手当（つづき）	<p>【勤務時間 1 時間当たりの単価】 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 (給料月額×12)÷((1 週間当たりの勤務時間 [38.75 時間])×52) 国の基準と同一</p> <p>【時間外勤務手当】 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100 分の 125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100 分の 135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が 3:15、4:30、7:45 を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100 分の 25 を時間外手当として支給する。 夜間（午後 10 時～午前 5 時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に 100 分の 25 を足した割合とする。 国の基準と同一</p> <p>【休日勤務手当】 (1) PM10:00～AM5:00 100 分の 160 (2) 上記以外 100 分の 135 国の基準と同一</p> <p>【夜勤手当】 25/100 国の基準と同一</p>	<p>【勤務時間 1 時間当たりの単価】 幕別町と同一</p> <p>【時間外勤務手当】 幕別町と同一</p> <p>【休日勤務手当】 幕別町と同一</p> <p>【夜間勤務手当】 幕別町と同一</p>	<p>(11) 勤務時間 1 時間当たりの単価については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(12) 時間外勤務手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 休日勤務手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(14) 夜勤手当については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
退職勧奨制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者及び事由 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者で、後進に道をゆずる場合 希望退職募集期間内(5月1日から5月31日)に申し出た場合 その他町長が必要と認めた場合 ・勧奨の時期及び方法 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出 勧奨は、その年度の6月30日までに行う。 ・退職の期限 当該年度の末日(特別の事情があると認めるときはこの限りでない) ・勧奨退職時の特別昇給 3号給の特別昇給 (1) 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。 (2) 1号給以外の特別昇給については退職日とする。 (3) 退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 勤続期間20年以上、当該年度において年齢が58歳に達する者。(特殊な事由のある者55歳以上) ・事由 人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 主幹以上の職にある者で、後進に道を譲る場合 その他村長が特に必要と認めた場合 ・勧奨の時期及び方法 勧奨をするときは、毎年5月1日までに文書で行う 勧奨を受けた職員は、その日から30日以内に回答 ・退職の時期 当該年度の末日。(職員の願い出により随時退職を承認することができる。) ・勧奨退職時の特別昇給 58歳以下 2号俸 56歳以下 3号俸 	幕別町の例を基準に、合併時に再編する。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	12 特別職の身分の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時まで調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、<u>3町村</u>すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、<u>3町村</u>で独自に設置されているものについては、<u>そのあり方</u>について調整する。</p>	<p>1 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、<u>2町村の長が別に協議して定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、<u>幕別町の例</u>により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時まで調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、<u>2町村</u>すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として<u>幕別町の例</u>により、合併時に統合するものとし、<u>2町村</u>で独自に設置されているものについては、<u>合併時まで調整する。</u></p>

区分	現況		調整の具体的内容																	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																
常勤の特別職	<p>1 常勤の特別職 特別職の給料</p> <table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>872,000円/月</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>711,000円/月</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>629,000円/月</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>629,000円/月</td> </tr> </table>	町長	872,000円/月	助役	711,000円/月	収入役	629,000円/月	教育長	629,000円/月	<p>1 常勤の特別職 特別職の給料</p> <table border="0"> <tr> <td>村長</td> <td>800,000円/月</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>643,000円/月</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>助役兼掌</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>574,000円/月</td> </tr> </table>	村長	800,000円/月	助役	643,000円/月	収入役	助役兼掌	教育長	574,000円/月	<p>1 常勤の特別職 <u>町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。な</u></p>	<p>1 常勤の特別職 <u>忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</u></p>
町長	872,000円/月																			
助役	711,000円/月																			
収入役	629,000円/月																			
教育長	629,000円/月																			
村長	800,000円/月																			
助役	643,000円/月																			
収入役	助役兼掌																			
教育長	574,000円/月																			

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
常勤の特別職 (つづき)	期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 町長、助役、収入役、教育長 15% 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組 合の規定による その他の手当 なし	期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 該当なし 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組 合の規定による その他の手当 なし	<u>お、任期は、各法令の定めるところによる。</u> <u>常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</u>	
行政委員会	3 行政委員会 教育委員会委員長 57,500円/月 " 委員 37,500円/月 選挙管理委員会委員長 9,000円/日 " 委員 8,200円/日 監査委員(識見者) 125,000円/月 " (議員) 52,000円/月 公平委員会委員長 9,000円/日 " 委員 8,200円/日 農業委員会会長 57,500円/月 " 会長代理 43,000円/月 " 委員 37,500円/月 固定資産評価審査委員会委員長 9,000円/日 " 委員 8,200円/日	3 行政委員会 教育委員会委員長 47,000円/月 " 委員 31,000円/月 選挙管理委員会委員長 8,700円/日 " 委員 7,800円/日 監査委員(識見者) 60,000円/月 " (議員) 31,000円/月 公平委員会委員長 8,700円/日 " 委員 7,800円/日 農業委員会会長 48,000円/月 " 会長代理 37,000円/月 " 委員 32,000円/月 固定資産評価審査委員会委員長 7,800円/日 " 委員 6,600円/日	3 行政委員会 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、 <u>各法令の定めるところによる。</u> 報酬額は、合併時までに調整する。 農業委員会委員については、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目9)」で別に協議する。	3 行政委員会 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、 <u>幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</u> なお、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目9)」で別に協議する。

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
その他の条例で定める特別職	<p>4 その他の条例で定める特別職 (1) 審議会・委員会等の附属機関 総合計画策定審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 国民健康保険運営協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公営住宅審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 民生委員推薦会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 特別職給料及び報酬審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公害対策審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 表彰者選考委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 使用料等審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日</p>	<p>4 その他の条例で定める特別職 (1) 審議会・委員会等の附属機関 国民健康保険運営協議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 村営住宅入居者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 民生委員推薦会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 特別職報酬等審議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 表彰者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 使用料等審議会（注2） 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日</p>	<p>4 その他の条例で定める特別職 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、<u>3</u>町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、<u>3</u>町村で独自に設置されているものについては、<u>そのあり方について調整する。</u></p>	<p>4 その他の条例で定める特別職 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、<u>2</u>町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、<u>2</u>町村で独自に設置されているものについては、<u>合併時まで調整する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
その他条例で定め る特別職 (つづき)	行政改革推進委員会	行政改革推進委員会		
	委員長 8,200円/日	委員長 7,800円/日		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	都市計画審議会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	情報公開・個人情報保護審査会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	青少年問題協議会	青少年問題協議会		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	防災会議	防災会議		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	文化財審議委員会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	名誉町民審査委員会	名誉村民審査委員会		
	委員長 8,200円/日	委員長 7,800円/日		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	健康づくり推進協議会			
委員長 8,200円/日				
委員 7,000円/日				
廃棄物減量等推進審議会				
委員長 8,200円/日				
委員 7,000円/日				
働く婦人の家運営委員会				
委員 7,000円/日				
障害者福祉計画策定委員会				
委員長 8,200円/日				
委員 7,000円/日				

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
その他条例で定め る特別職 (つづき)	介護保険運営等協議会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	奨学資金選考委員会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	就学指導委員会	就学指導委員会		
	会長 8,200円/日	委員長 7,800円/日		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	体育指導委員	体育指導委員		
	7,000円/日	6,600円/日		
	乳幼児対策審議会			
	委員長 8,200円/日			
	委員 7,000円/日			
	社会教育委員	社会教育委員会		
	委員長 8,200円/日	委員長 7,800円/日		
	委員 7,000円/日	委員 6,600円/日		
	生活館運営審議会			
	委員長 8,200円/日			
委員 7,000円/日				
育成牧場運営委員会				
委員長 8,200円/日				
委員 7,000円/日				
次世代育成支援対策地域協議会				
委員長 8,200円/日				
委員 7,000円/日				
農業委員会に属する地区交換分合計画委員会	農業集団化地区委員及び計画委員			
委員長 8,200円/日	6,600円/日			
委員 7,000円/日				

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
その他条例で定め る特別職 (つづき)	老人ホーム入所判定会議 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 予防接種健康被害調査委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 社会福祉委員(注1) 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 (注1) 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、「専門委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている委員。 なお、それ以外の4(1)に記載されている委員は上記条例上、「執行機関の附属機関の委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている。	民生調査委員 6,600円/日 (注2) 「忠類村特別職の職員の報酬及び費用弁償条例」により、「その他の委員」として報酬額が「委員長7,800円/日、委員6,600円/日」と規定されている委員。		

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
その他の特別職	(2) その他の特別職			
	投票管理者	12,700円/回	投票管理者	12,000円/回
			投票管理者職務代理者	10,200円/回
	投票立会人	10,800円/回	投票立会人	10,200円/回
	選挙長	10,700円/回	開票管理者及び選挙長	8,700円/回
	開票管理者	10,700円/回	開票管理者・選挙長職務代理者	7,800円/回
	選挙立会人	8,900円/回	開票立会人及び選挙立会人	7,800円/回
	開票立会人	8,900円/回		
			学校医	147,000円/年
			学校歯科医	118,000円/年
			学校薬剤師	44,000円/年
	行政区長	均等割 13,800円/年 戸数割(一戸当たり) 1,300円/年	行政区の区長	150,000円/年
国際交流員	300,000円/月	外国語指導助手	350,000円/月	
交通安全指導員	1,400円/時			

「協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併時まで調整する。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に<u>統合</u>する。</p>	<p>1 略</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、<u>急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。</u>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 国民健康保険税の納期については、<u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p>

区 分			現 況		調整の具体的内容			
			幕別町	忠類村	決定済	再提案		
国民健康保険税					賦課形態及び課税 限度額については、現 行のとおり新町に引 き継ぐものとする。	賦課形態及び課税 限度額については、現 行のとおり新町に引 き継ぐものとする。		
賦課形態			保険税	保険税				
被保険者数			8,636人	849人	税率については、市 町村の合併の特例に 関する法律第10条の 規定を適用し、合併す る年度の翌年度以降 5年度の経過措置に より段階的に調整し、 幕別町の税率を基準 に統一する。 ただし、介護保険分 の税率については、合 併する年度の翌年度 に再編する。	税率については、市 町村の合併の特例に 関する法律第10条の 規定を適用し、合併す る年度の翌年度以降 5年度の経過措置に より、 <u>急激な負担増と ならないよう一般会 計からの繰入れを考 慮しつつ段階的に調 整し、幕別町の税率を 基準に統一する。</u> ただし、介護保険分 の税率については、合 併する年度の翌年度 に再編する。		
世帯数			3,986世帯	341世帯				
税	医療 保険 分	応能	所得割	8.5%			所得割	3.7%
			資産割	10.0%			資産割	30.0%
		応益	均等割	30,000円			均等割	24,000円
			平等割	36,000円			平等割	31,000円
率	介護 保険 分	応能	所得割	0.40%			所得割	0.37%
			資産割	4.0%			資産割	3.0%
		応益	均等割	5,500円			均等割	5,800円
			平等割	3,500円			平等割	4,900円
課税限度額			医療保険分	530,000円	医療保険分	530,000円		
			介護保険分	80,000円	介護保険分	80,000円		
法定軽減制度			7割・5割・2割	7割・5割・2割	法定軽減制度につ いては、 <u>合併する年度 は現行のとおり新町 に引き継ぐものとし、 合併する年度の翌年</u>	法定軽減制度につ いては、 <u>現行のとおり 新町に引き継ぐもの とする。</u>		

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
国民健康保険税 (つづき)			<u>度以降は法令の定めるところにより統一する。</u>	
納期	第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 9月16日～同月30日まで 第4期 10月16日～同月31日まで 第5期 11月16日～同月30日まで 第6期 12月1日～同月25日まで	第1期 7月1日～同月31日まで 第2期 10月1日～同月31日まで 第3期 12月1日～同月25日まで	納期については、 <u>合併時まで調整する。</u> 納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 7月16日 ～同月31日まで 第3期 8月16日 ～同月31日まで 第4期 9月16日 ～同月30日まで 第5期 10月16日 ～同月31日まで 第6期 11月16日 ～同月30日まで 第7期 12月1日 ～同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ～同月31日まで	納期については、 <u>合併する年度の翌年度から8期制とする。</u> 納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 7月16日 ～同月31日まで 第3期 8月16日 ～同月31日まで 第4期 9月16日 ～同月30日まで 第5期 10月16日 ～同月31日まで 第6期 11月16日 ～同月30日まで 第7期 12月1日 ～同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ～同月31日まで

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
国民健康保険運営協議会	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 2名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2名 ・公益を代表する委員 2名	合併時に統合する。	合併時に再編する。

「協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 広報紙については、 <u>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</u> 2～5 略	1 広報紙については、 <u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 2～5 略

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報まくべつ ・発行内容 毎月1回1日発行 9,400部/月 ・配布方法 他の行政配布物と合わせ公区長宛宅配便にて輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報ちゅうらい ・発行内容 毎月1回第3水曜日発行 1,100部/月 ・配布方法 他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり) 	<u>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</u>	<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>

「協議第16号 交通関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に <u>新たに</u> 加入する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 3 略 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>合併時まで</u> に調整する。 5～7 略	1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、 <u>忠類村は</u> 合併の日の前日をもって脱退し、 <u>新町として</u> 合併の日に加入する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 略 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>新町において</u> 調整する。 5～7 略

42

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
広尾線バス輸送確保対策協議会	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の構成 管内1市5町村 	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に <u>新たに</u> 加入する。	<u>忠類村は</u> 合併の日の前日をもって脱退し、 <u>新町として</u> 合併の日に加入する。
バス待合所	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 箇所数 1カ所 管理方法 忠類バス待合所 十勝バス(株)と土地建物無償貸付契約 (保守管理に関する項目含む。) 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</u>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町村営バス	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 町営バス (市町村生活バス路線運行費補助) ・運行形態 1 路線(幕別市街～駒畠市街) 週 6 日(日・祝祭日等 運休) 1 日 2 往復(火・金曜 3 往復) ・使用料(参考) 幕別～糠内 590円 幕別～駒畠 1,020円 	該当なし	新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>合併時までに調整する。</u>	新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、 <u>新町において調整する。</u>
チャイルドシート 貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出基準 一時的に必要な場合 ・貸出期間 1 カ月間 ・保有台数 着衣型チャイルドシート 5 着 座席型チャイルドシート 9 台 座席型ベビーシート 16 台 交通安全協会事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出基準 6 歳未満の幼児がいる借用を希望する村民 ・貸出期間 乳児用 6 カ月以内 幼児用 29 カ月以内 児童用 24 カ月以内 ・保有台数 座席型チャイルドシート 8 台 座席型ベビーシート 5 台 	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	合併時に再編する。

「協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

44

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1及び2 略</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>4 特別保育事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。</u></p> <p>5 放課後児童対策事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。</u></p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 肢体不自由児通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>7 認可保育所については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。</u></p> <p>8 認可外保育所(へき地保育所)については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</u></p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 特別保育事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。</u></p> <p>4 放課後児童対策事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 ことばの教室等児童通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 肢体不自由児通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>6 認可保育所については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>7 認可外保育所(へき地保育所)については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
子育て支援用具貸付事業	該当なし	該当なし	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	(削除)

区分	現況			現況			調整の具体的内容	
	幕別町			忠類村			決定済	再提案
放課後児童対策事業	・現況			・現況			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、 <u>合併時まで調整する。</u>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、 <u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>
	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員		
	はぐるま学童保育所 （幕別南コミセン内）	50名	31名	学童保育所（ふれあいセンター福寿内）	規定なし	24名		
	あすなる学童保育所 （ひまわりの家併設）	40名	52名					
	つくし学童保育所 （札内南コミセン内）	40名	56名					
	やまびこ学童保育所 （札内北コミセン内）	40名	33名					
	・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			・休所日 土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日				
	・開所時間 平日 下校時～17:00 土曜日 8:30～17:00 学校休業日 8:30～17:00 <u>（*平成16年度から終了時刻18時に変更）</u>			・開所時間 平日 下校時～17:30 学校休業日 9:00～17:30				
	・対象者 小学1～3年生			・対象者 小学1～4年生				
	・保育料（おやつ代を含む） 4,500円/月			・保育料 3,000円/月				
	・その他保護者負担 傷害保険料 724円/年			・その他保護者負担 傷害保険料 500円/年 おやつ代（教材費含む） 2,500円程度/月				

区 分	現 況			調整の具体的内容																					
	幕別町			忠類村																					
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設公営 5カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別中央保育所</td> <td>90名</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>札内南保育所</td> <td>120名</td> <td>109名</td> </tr> <tr> <td>札内青葉保育所</td> <td>90名</td> <td>112名</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>90名</td> <td>103名</td> </tr> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>60名</td> <td>57名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月1日 ・保育時間 平日 8:30～16:00 時間外保育 7:30～8:30及び16:00～18:15 土曜 8:30～12:00 時間外保育 7:30～8:30及び12:00～18:15 ・保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり ・保育料の減免基準 別紙2のとおり 			名称	定員	現員	幕別中央保育所	90名	81名	札内南保育所	120名	109名	札内青葉保育所	90名	112名	札内北保育所	90名	103名	札内さかえ保育所	60名	57名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 施設については、該当なし <ul style="list-style-type: none"> ・広域入所保育料 別紙1のとおり ・広域入所保育料の減免基準 別紙2のとおり 		決定済	再提案
名称	定員	現員																							
幕別中央保育所	90名	81名																							
札内南保育所	120名	109名																							
札内青葉保育所	90名	112名																							
札内北保育所	90名	103名																							
札内さかえ保育所	60名	57名																							
				<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>合併時まで</u>に調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>幕別町の例</u>により、合併時に統合する。</p>																				

区分	現況			現況			調整の具体的内容																												
	幕別町			忠類村			決定済	再提案																											
認可外保育所（へき地保育所）	<ul style="list-style-type: none"> 現況 公設公営 6カ所 			<ul style="list-style-type: none"> 現況 公設民営 1カ所 			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒畠へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>糠内へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>明倫へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>新和へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>途別へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>古舞へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table>			名称	定員	現員			駒畠へき地保育所	30名	4名	糠内へき地保育所	30名	10名	明倫へき地保育所	30名	7名	新和へき地保育所	30名	8名	途別へき地保育所	30名	16名	古舞へき地保育所	30名	9名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類保育所</td> <td>70名</td> <td>47名</td> </tr> </tbody> </table>			名称	定員	現員	忠類保育所	70名	47名
	名称	定員	現員																																
	駒畠へき地保育所	30名	4名																																
	糠内へき地保育所	30名	10名																																
	明倫へき地保育所	30名	7名																																
	新和へき地保育所	30名	8名																																
	途別へき地保育所	30名	16名																																
	古舞へき地保育所	30名	9名																																
	名称	定員	現員																																
忠類保育所	70名	47名																																	
<ul style="list-style-type: none"> 開設期間等 4月から12月及び3月（1～2月は閉所）ただし、時間外保育は4～11月下旬まで 平日 8:00～16:00 時間外保育16:00～17:00 土曜 8:00～12:00 時間外保育12:00～17:00 			<ul style="list-style-type: none"> 運営主体 忠類保育所運営委員会 																																
<ul style="list-style-type: none"> 開設期間における休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 			<ul style="list-style-type: none"> 開設期間における休所日 土曜及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8月13～15日 12月31日～1月5日 卒園式から4月5日の入所式までの間の1週間程度 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 開設期間等 通年 平日 8:00～16:00 時間外保育 7:45～8:00 16:00～17:30 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 																																

「調整第153号（協議第19号） 障害者福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 略 2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。 3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。 5 略	1 略 2 町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。 3 交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。 4 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 略

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
町村障害者年金等制度	・名称 重度心身障害児家庭見舞金 ・支給対象 引き続き3月以上居宅において身体の機能の障害若しくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する年齢18歳未満の者で、同一の状態が6月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭 ・支給額 月額5,000円	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
身体障害者サービス事業（支援費対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 重度身体障害者の自立の促進、生活改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。 ・対象者 在宅の重度身体障害者（1級又は2級の手帳交付者） ・自己負担 1回500円 食事加算420円 入浴加算410円 送迎加算550円（片道） ・委託先 幕別町社会福祉協議会 社会福祉法人幕別真幸協会 	該当なし	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u>
身体障害者等医療費助成事業	該当なし	該当なし	<u>事業のあり方について、合併時までに調整する。</u>	（削除）

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
交通費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 心身障害児通所交通費等助成事業 ・助成の額 自動車及びバス 実費 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 町外の小中学校及び義務教育諸学校に通所する場合 月額10,000円限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 心身障害児療育施設通園旅費等助成事業 ・助成の額 鉄道及びバス料金の2分の1 	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に統合する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定疾患患者等通院交通費助成事業 ・助成対象 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で特定疾患の治療のため、医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者。 ・助成額 自動車及びバス 実費(運賃の割引を受けることができる場合は、割引額を控除する。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 航空運賃の2分の1(道外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定疾患患者通院費助成事業 ・助成対象 特定疾患患者又はその保護者で村外の医療機関(十勝管内に限る。)に通院する者。ただし、前年の所得税非課税世帯に属する者に限る。 ・助成額 鉄道及びバス料金を基準として自己負担額の2分の1を助成。ただし、週1回を限度とし、経費については、本村から当該医療機関が所在する市町村間までの駅又はバス停を算定基準とする。 		

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
交通費助成制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 精神障害回復者施設通所交通費助成事業 ・助成額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳又は療育手帳を有し、運賃の割引となる額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅精神障害者通所施設交通費助成事業 ・助成額 鉄道及びバス料金を基準として交通費の全額を助成。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 じん臓機能障害者通院交通費助成事業 ・助成の額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳を有し、運賃の割引の適用となるべき額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) タクシー 実費の2分の1 	該当なし		
心身障害者ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 心身の障害及び傷病等の理由により日常生活を営むのに支障がある重度心身障害者のいる家庭で、本人又はその家族が介護サービスを必要とする者。 ・利用者負担 別紙4のとおり ・事業実績 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 重度の心身障害者 その他村長が特に必要と認めた者 ・利用者負担 別紙4のとおり ・事業実績 なし 	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に統合する。

「協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い	
	決定済	再提案
調整の内容	1～4 略 5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。 6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。	1～4 略 5 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

52

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
健康診査 成人歯科健康診査	・対象者 20歳以上及び妊婦 ・委託先 町内10歯科医院 ・個人負担 600円 ただし、70歳以上300円 （生活保護世帯は無料）	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分		現 況		調整の具体的内容	
		幕別町	忠類村	決定済	再提案
予 防 接 種	三種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7、8、9、1、2、3月(各月2回) ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 1～6月(各月1回) ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	風しん	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月(通年) ・会場 町内8医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 11月(1回) ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
	学童二種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7～8月 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、各へき地診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 10月 ・会場 忠類小学校 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、実施方法については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
心のデイケア		該当なし	該当なし	<p><u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p>	(削除)

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 次の 又は に該当する者で、本人及び本人の生計維持者が所得要件を満たすもの。 身体障害者手帳1級、2級、3級（内部障害に限る）の者 療育手帳A判定などの重度の知的障害者 ただし、老人医療受給対象者等（自己負担割合が1割の者に限る）で市町村民税課税世帯に属する者は助成対象外 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 幕別町と同一 	幕別町 及び 更別村 の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ひとり親家庭等の母又は父及び児童（20歳に達した日の属する月の末日までに限る）で、母又は父及び母（父）の生計維持者が所得要件を満たすもの。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額。ただし、母又は父は、入院及び訪問看護に限る。 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 幕別町と同一 	幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児。ただし、平成13年4月1日以降に出生した者は、生計維持者が所得要件を満たすものに限る。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり） 入院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 	幕別町の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

「協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い	
	決定済	再提案
調整の内容	1 略 (1) 略 (2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、 <u>合併時までに再編する。</u> (3)及び(4) 略 (5) 町営バス使用料については、 <u>合併時までに調整する。</u> (6) 略 2 略	1 略 (1) 略 (2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、 <u>合併する年度の翌年度に再編する。</u> (3)及び(4) 略 (5) 町営バス使用料については、 <u>現行のとおりとする。</u> (6) 略 2 略

区分	使用料の種類	現 況		調整の具体的内容	
		幕別町	忠類村	決定済	再提案
1 使 用 料	公営住宅等使用料	公営住宅	村営住宅	家賃の算定方法について、 <u>合併時までに再編する。</u>	家賃の算定方法について、 <u>合併する年度の翌年度に再編する。</u>
		特定公共賃貸住宅 町営住宅	特定公共賃貸住宅	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。
	町村営バス使用料	町営バス		<u>合併時までに調整する。</u>	<u>現行のとおりとする。</u>

区分	番号	手数料の種類	現況				調整の具体的内容			
			幕別町		忠類村		決定済		再提案	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料	8	情報公開に係る公文書写しの送付に要する費用	当該送付に要する額				当該送付に要する額		当該送付に要する額	
		〃 (FAXにより送付した場合)							(削除)	
	14	租税及び公課に関する証明手数料					合併時に廃止する。 (15他に統合)		(削除)	
	50	土地又は建物に関する証明手数料(現地調査を要しないもの)					合併時に廃止する。 (51に統合)		(削除)	
	51	現況証明手数料	1筆につき	600円	1筆につき	250円	1筆1件につき	500円	1筆につき	600円
							2筆以上1筆増 すごとに	300円		
	54	農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料	1件につき	5,000円		無料	1件につき	5,000円	1件につき	5,000円
		ア 土地の表示の変更の登記								(削除)
		イ 登記名義人の表示の変更、更正の登記								(削除)
		ウ 所有権移転の登記(相続によるものを除く)								(削除)
55	森林施業計画に基づいた立木の伐採又は譲渡であることの証明手数料					合併時に廃止する。 (85に統合)		(削除)		
59	一般公共用自転車駐車場認定審査手数料	1件につき	5,500円			廃止の方向で調整する。		合併時に廃止する。		
86	その他の閲覧手数料					合併時に廃止する。		(削除)		

「協議第29号 建設関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い	
	決定済	再提案
調整の内容	<p>1 略</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> <u>ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。<u>なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
公営住宅等	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収金額 入居時における2カ月分の家賃相当額 敷金の減免又は徴収の猶予 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。 	<p>【敷金】</p> <p>該当なし</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
公営住宅等 (つづき)	<p>入居者または同居者が病気にかかったとき。 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき その他、特別の事情があるとき</p> <p>・ 還付 入居者が住宅を明渡すとき、還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 敷金には利子をつけない</p> <p>【共益費】 重ね（二階建て以上）の住宅団地 1 団地のみ定額で町が徴収（1戸当り400円/月） 他の重ねの住宅団地は自治会負担</p> <p>【管理人制度】 各住宅団地に 1 名管理人を任命し、共益費の集金、修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡事務を行っている。</p>	<p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p> <p>【管理人制度】 該当なし</p>	<p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p>	<p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
除排雪事業	<p>【出勤基準】 降雪10cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に 排雪 （平成15年度排雪実績1回） 幹線道路、バス路線、交通量の 特に多い路線のみ排雪</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪 し、車道との間に堆積 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路を除雪 し、車道との間に投雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に 排雪 （平成15年度排雪実績1回） 幹線道路、バス路線、交通量の 特に多い路線のみ排雪</p>	<p>【出勤基準】 降雪 8 cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪 （路外への投雪箇所については 行わない。） ウ.その後に雪捨場に搬入</p> <p>歩道（郊外地） 該当なし（歩道未設置）</p> <p>歩道（市街地） ア.全路線について、除雪を行い、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪 （車道投雪分のみ） ウ.その後に雪捨場に搬入</p>	<p>現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、地域性及び降 雪量等の違いを考慮し た上で、新たな除排雪 手法等について、新町 において調整する。な お、出勤基準は、幕別 町及び更別村の例によ り、合併時に統合する。</p>	<p>現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、地域性及び降 雪量等の違いを考慮し た上で、新たな除排雪 手法等について、新町 において調整する。</p>

「協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、次の<u>区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</u></p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</u></p> <p>(4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、<u>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(1) <u>分担金の額については、合併時に統一する。</u></p> <p>(2) <u>賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>(3) <u>徴収については、合併時に再編する。</u></p> <p>(4) <u>減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、<u>次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、<u>新町において調整する。</u></p> <p>(3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い(つづき)	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</u></p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、<u>平成19年度に再編する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>(2) 賦課については、<u>使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、<u>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>8 下水道補助制度については、<u>更別村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、<u>合併時に再編する。</u></p>	<p>4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に統一する。</u></p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>(2) 賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、<u>合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>8 下水道補助制度については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、<u>幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道受益者負担金(分担金)	<p>【対象事業】 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業</p> <p>【負担金の額】 ・土地の面積に1㎡当たり380円を乗じて得た額</p> <p>【賦課】 供用開始の年度に公告し翌年度に賦課</p> <p>【徴収】 ・納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり)</p> <p>・負担金の納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日</p> <p>・各納期の負担金の額は各受益者の当該年度の負担金の額を4で除して得た額</p>	該当なし	<p>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道受益者負担金(分担金) (つづき)	<p>【減免】</p> <p>国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>		<p>(3) <u>農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</u></p> <p>(4) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	<p>(3) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区分	現況		調整の具体的内容																																					
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																				
下水道使用料	<p>【使用料の額】 消費税抜き ・月額 (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m³まで</td> <td>1,160円</td> </tr> <tr> <td>10m³を超えるもの</td> <td>1m³につき117円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公衆浴場)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m³まで</td> <td>2,912円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>1m³につき30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器があるときは、計測装置により測定された水量により、計測機器がないときは次の基準により認定</p> <p>～基準～ ア.家事にのみ使用する場合 1戸5人まで10m³。1人増すごとに2m³、浴槽1個につき3m³、水洗式大便器1個につき2m³、水洗式小便器1個につき1m³、大小兼用便器1個につき3m³。</p>	排出量	金額	10m ³ まで	1,160円	10m ³ を超えるもの	1m ³ につき117円	排出量	金額	100m ³ まで	2,912円	100m ³ を超えるもの	1m ³ につき30円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8m³まで</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>8m³を超えるもの</td> <td>1m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(団体用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m³まで</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>20m³を超えるもの</td> <td>1m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、次の基準により認定</p> <p>～基準～ ア.家事にのみ使用する場合 1人当たり2m³。浴槽1個につき3m³、水洗式大便器1個につき2m³、水洗式小便器1個につき1m³、大小兼用便器1個につき3m³。</p>	排出量	金額	8m ³ まで	1,300円	8m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円	排出量	金額	20m ³ まで	3,300円	20m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、次のとおり合併する年度の翌年度に統一する。 ・月額 消費税込み (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m³まで</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>10m³を超えるもの</td> <td>1m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公衆浴場)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m³まで</td> <td>3,515円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>1m³につき35円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	排出量	金額	10m ³ まで	1,400円	10m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円	排出量	金額	100m ³ まで	3,515円	100m ³ を超えるもの	1m ³ につき35円
排出量	金額																																							
10m ³ まで	1,160円																																							
10m ³ を超えるもの	1m ³ につき117円																																							
排出量	金額																																							
100m ³ まで	2,912円																																							
100m ³ を超えるもの	1m ³ につき30円																																							
排出量	金額																																							
8m ³ まで	1,300円																																							
8m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円																																							
排出量	金額																																							
20m ³ まで	3,300円																																							
20m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円																																							
排出量	金額																																							
10m ³ まで	1,400円																																							
10m ³ を超えるもの	1m ³ につき140円																																							
排出量	金額																																							
100m ³ まで	3,515円																																							
100m ³ を超えるもの	1m ³ につき35円																																							

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道使用料 (つづき)	<p>イ.その他の場合 使用状況等を考慮して決定 水道水と水道水以外の水を併用す る場合 と の合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数2分の1以下は、使用水 量を翌月又は前月使用料に加算 使用日数2分の1を超える場合 は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月 末日</p> <p>【減免】 公益上その他特別の事情があると認 めたとき</p>	<p>イ.その他の場合 使用状況等を考慮して決定 水道水と水道水以外の水を併用し た場合 と の合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 基本料金に満たない場合 使用日数10日以内は3分の1の額 使用日数10日から20日以内は3分 の2の額 使用日数20日超は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月 21日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>		
下水道資金貸付制 度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <p>・貸付対象 公共下水道の処理区域内において 既設住宅の便所を水洗式に改造す るため及び排水設備を設置するた めの工事で、処理区域になった日か ら3年以内の工事を対象</p>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <p>・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある 家屋の所有者又はその所有者の同 意を得た者で、処理区域になった日 から3年以内の工事を対象</p>	<p>更別村の例により、合併 時に統合する。ただし、合 併前に決定した貸付につ いては、新町に引き継ぐも のとする。</p>	<p>合併時に再編する。た だし、合併前に決定した貸 付については、新町に引き 継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道資金貸付制度（つづき）	<p>下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能） 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還 	<p>下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能） 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還 		
下水道補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象 公共下水道の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者 補助金額 改造する便器1基につき4万円（最高2基まで） 	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下記の特例の補助（1）のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者 補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助（1） 1戸につき3万円以内 	<p>更別村の例により、合併時に統合する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																																							
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																						
下水道補助制度 (つづき)		特例の補助(2) 1戸につき壁面線までの距離が 30mを超える場合はその超えた 分の工事費を全額補助 及び は、 の上乗せ補助																																								
個別排水処理施設 受益者分担金	<p>【分担金の額】</p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>92,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>124,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>172,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>229,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>513,000円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>673,000円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>862,000円</td></tr> </table> <p>【賦課】 ・浄化槽を設置した年度に賦課</p> <p>【徴収】 ・納付方法 一括納付(分割納付制度なし) ・納期 設置した翌月末日</p>	5人槽	92,000円	6人槽	124,000円	7人槽	153,000円	8人槽	172,000円	10人槽	229,000円	11～20人槽	310,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円	該当なし	<p>次の区分により調整する。 ただし、合併前に決定した 分担金については、新町に 引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額につい ては、次のとおり合併時 に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>人槽別</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>92,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>140,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>513,000円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>673,000円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>862,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、 更別村の例により、合併 時に再編する。</p>	人槽別	金額	5人槽	92,000円	6人槽	120,000円	7人槽	140,000円	8人槽	150,000円	10人槽	180,000円	11～20人槽	260,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円	幕別町の例により、合併時 に再編する。
5人槽	92,000円																																									
6人槽	124,000円																																									
7人槽	153,000円																																									
8人槽	172,000円																																									
10人槽	229,000円																																									
11～20人槽	310,000円																																									
21～30人槽	513,000円																																									
31～40人槽	673,000円																																									
41～50人槽	862,000円																																									
人槽別	金額																																									
5人槽	92,000円																																									
6人槽	120,000円																																									
7人槽	140,000円																																									
8人槽	150,000円																																									
10人槽	180,000円																																									
11～20人槽	260,000円																																									
21～30人槽	513,000円																																									
31～40人槽	673,000円																																									
41～50人槽	862,000円																																									

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 受益者分担金 (つづき)	<p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者事業のため、費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる家屋に係る受益者</p>		<p>(3) <u>徴収については、次のとおり合併時に再編する。</u></p> <p><u>納付方法</u></p> <p><u>分割納付 5年</u></p> <p><u>(一括納付制度あり)</u></p> <p><u>納期</u></p> <p>第1期 <u>6月16日</u> ~ <u>同月30日</u></p> <p>第2期 <u>8月16日</u> ~ <u>同月31日</u></p> <p>第3期 <u>10月16日</u> ~ <u>同月31日</u></p> <p>第4期 <u>12月1日</u> ~ <u>同月25日</u></p> <p>(4) <u>減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	

区 分	現 況		調整の具体的内容																																									
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																								
個別排水処理施設 使用料	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>13,600円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月から賦課 15日未満 月額の2分の1 15日以上 月額</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月30日まで</p> <p>【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	5人槽	2,600円	6人槽	2,900円	7人槽	3,200円	8人槽	3,500円	10人槽	4,200円	11～20人槽	5,400円	21～30人槽	7,700円	31～40人槽	10,300円	41～50人槽	13,600円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>2,560円</td></tr> </table> <p>【賦課】 幕別町と同一</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月月末</p> <p>【減免】 幕別町と同一 マンホールポンプ使用者に対し 減免を適用</p>	5人槽	2,560円	7人槽	2,560円	10人槽	2,560円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>忠類地区の段階的人槽別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>2,900円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>3,100円</td> <td>3,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>		H18	H19	H20	5人槽	2,600円	2,600円	2,600円	7人槽	2,900円	3,200円	3,200円	10人槽	3,100円	3,700円	4,200円
5人槽	2,600円																																											
6人槽	2,900円																																											
7人槽	3,200円																																											
8人槽	3,500円																																											
10人槽	4,200円																																											
11～20人槽	5,400円																																											
21～30人槽	7,700円																																											
31～40人槽	10,300円																																											
41～50人槽	13,600円																																											
5人槽	2,560円																																											
7人槽	2,560円																																											
10人槽	2,560円																																											
	H18	H19	H20																																									
5人槽	2,600円	2,600円	2,600円																																									
7人槽	2,900円	3,200円	3,200円																																									
10人槽	3,100円	3,700円	4,200円																																									

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く 貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能） 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還 	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む 貸付の限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能） 貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還 	<p>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者 ・補助金額 改造する便器 1 基につき 4 万円（最高 2 基まで） 	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者 ・補助金額 通常の補助 1 戸につき10万円以内 特例の補助 1 戸につき 3 万円以内 は、 の上乗せ補助 	<p>次のとおり合併時に再編する。</p> <p><u>補助対象</u> <u>排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後 1 年以内の工事を対象</u></p> <p><u>補助金額</u> <u>1 戸につき 5 万円</u></p>	<p>幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</p>

「調整第158号（協議第31号） 水道関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、<u>更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。</u> <u>明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 略</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、<u>更別村</u>の例により、合併時に再編する。</p> <p>7及び8 略</p>	<p>1 上水道事業、簡易水道事業及び営農用水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。<u>ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。<u>実施は、平成18年6月からとする。</u> (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u> (3) 略</p> <p>4 加入者負担金については、<u>幕別町の額を基準に、合併時に統一する。</u></p> <p>5 <u>手数料については、合併時に統一する。</u></p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、<u>忠類村</u>の例により、合併時に再編する。</p> <p>7及び8 略</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
営農用水事業	該当なし	<p>【明和地区営農用水事業】</p> <p>管路の修繕及び水質検査等の管理は村が行っているが、運営は地域住民の組合（明和地区水道利用組合）が行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水区域 字明和、字幌内、字新生の全域及び字古里、字元忠類の一部 ・ 給水戸数 91件 ・ 1日最大配水量 323m³/日 <p>平成18年度（予定）から道営事業により再整備を行い、整備工事着手時に簡易水道事業認可を取得する。 平成22年度（予定）の簡易水道事業の供用開始から簡易水道事業として事業を行う。</p> <p>明和地区水道利用組合料金 （消費税込み） 基本料金（1カ月当り） 500円（20m³まで） 超過料金 20円（1m³当り）</p> <p>ただし、平成22年度（予定）の簡易水道事業の供用開始から、簡易水道料金に統一する。</p>	<p>更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 （新町において、更別地域を区域とする簡易水道事業により事業を行う。）</p> <p>明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現況		調整の具体的内容																																																	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																																
水道料金 (上水道・簡易水道事業)	【上水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>970円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>2,135円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>7,765円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>11,650円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>14,560円</td><td>195円</td></tr> </tbody> </table>		口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	13mm	380円	195円	20mm	380円	195円	25mm	970円	195円	40mm	2,135円	195円	50mm	7,765円	195円	75mm	11,650円	195円	100mm	14,560円	195円	合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。	合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。 【上水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,018円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>2,241円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,153円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>12,232円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>15,288円</td><td>204円</td></tr> </tbody> </table>	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	13mm	399円	204円	20mm	399円	204円	25mm	1,018円	204円	40mm	2,241円	204円	50mm	8,153円	204円	75mm	12,232円	204円	100mm	15,288円	204円
	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																	
	13mm	380円	195円																																																	
	20mm	380円	195円																																																	
	25mm	970円	195円																																																	
	40mm	2,135円	195円																																																	
	50mm	7,765円	195円																																																	
	75mm	11,650円	195円																																																	
	100mm	14,560円	195円																																																	
	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																	
13mm	399円	204円																																																		
20mm	399円	204円																																																		
25mm	1,018円	204円																																																		
40mm	2,241円	204円																																																		
50mm	8,153円	204円																																																		
75mm	12,232円	204円																																																		
100mm	15,288円	204円																																																		
【簡易水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>家事用</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>1,750円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>営農用</td><td>380円</td><td>20m³まで 195円 21m³より 117円</td></tr> </tbody> </table>		用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	家事用	380円	195円	営業用	380円	195円	団体用	1,750円	195円	営農用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般用</td><td>1,130円 (8m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>3,090円 (20m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>2,880円 (20m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>営農用</td><td>1,130円 (8m³まで)</td><td>140円</td></tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1m ³ 当り)	一般用	1,130円 (8m ³ まで)	140円	営業用	3,090円 (20m ³ まで)	140円	団体用	2,880円 (20m ³ まで)	140円	営農用	1,130円 (8m ³ まで)	140円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般用</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>営業(農)用</td><td>399円</td><td>20m³まで 204円 21m³より 122円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>1,837円</td><td>204円</td></tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	一般用	399円	204円	営業(農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円	団体用	1,837円	204円							
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																		
家事用	380円	195円																																																		
営業用	380円	195円																																																		
団体用	1,750円	195円																																																		
営農用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円																																																		
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1m ³ 当り)																																																		
一般用	1,130円 (8m ³ まで)	140円																																																		
営業用	3,090円 (20m ³ まで)	140円																																																		
団体用	2,880円 (20m ³ まで)	140円																																																		
営農用	1,130円 (8m ³ まで)	140円																																																		
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																		
一般用	399円	204円																																																		
営業(農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円																																																		
団体用	1,837円	204円																																																		
【臨時給水料金(上水道、簡易水道)】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>防除用</td><td>117円</td></tr> <tr><td>一般用</td><td>350円</td></tr> <tr><td>公共用</td><td>175円</td></tr> </tbody> </table>		用途	使用水量 (1m ³ 当り)	防除用	117円	一般用	350円	公共用	175円	【臨時給水料金(簡易水道)】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>臨時用</td><td>220円</td></tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	臨時用	220円																																						
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																																																			
防除用	117円																																																			
一般用	350円																																																			
公共用	175円																																																			
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																																																			
臨時用	220円																																																			

区分	現況		調整の具体的内容																					
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																				
水道料金 (上水道・簡易水道事業) (つづき)				<p>【臨時給水料金（上水道、簡易水道）】</p> <p>消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用</td> <td>122円</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>367円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>183円</td> </tr> </tbody> </table> <p>忠類地区の料金移行 合併時～H20.3.31 忠類村の現行料金</p> <p>H20.4.1～H22.3.31 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月 当り)</th> <th>従量料金 (1m³ 当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>399円</td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td>営業 (農)用</td> <td>399円</td> <td>20m³まで 204円 21m³より 122円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>1,837円</td> <td>168円</td> </tr> </tbody> </table> <p>H22.4.1～ 新町の料金</p>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	防除用	122円	一般用	367円	公共用	183円	用途	基本料金 (1カ月 当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	一般用	399円	157円	営業 (農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円	団体用	1,837円	168円
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																							
防除用	122円																							
一般用	367円																							
公共用	183円																							
用途	基本料金 (1カ月 当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																						
一般用	399円	157円																						
営業 (農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円																						
団体用	1,837円	168円																						

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
水道料金の徴収 (上水道・簡易水道事業)	<p>【検針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針月 <ul style="list-style-type: none"> 市街地 毎月 農村地区 隔月 ・料金算定の定例日 検針を行った月の20～25日 <p>【料金の賦課基準】</p> <p>月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</p> <p>使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額</p> <p>使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額</p> <p>【納期】</p> <p>使用水量決定月の翌月末</p>	<p>【検針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針月 毎月 ・料金算定の定例日 毎月13・14・15・16日 <p>【料金の賦課基準】</p> <p>月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>使用水量が基本水量に満たないときの基本料金の額は、その使用日数10日以内は3分の1、10日を超え20日以内のときは3分の2の額とし、20日を超えるときは、その定額とする。</p> <p>使用水量が基本水量以上のときは、その使用日数にかかわらず、1月分として算定した額</p> <p>【納期】</p> <p>使用水量決定月の翌月21日</p>	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 略</p>

区分	現況		調整の具体的内容																																																					
	幕別町	忠類村	決定済		再提案																																																			
加入者負担金 (上水道・簡易水道事業)	【上水道事業】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>400,000円</td></tr> </tbody> </table> 【簡易水道事業】 該当なし	口径	金額	13mm	20,000円	20mm	40,000円	25mm	80,000円	40mm	160,000円	50mm	200,000円	75mm	300,000円	100mm	400,000円	【上水道事業】 該当なし 【簡易水道事業】 該当なし	合併時に統一する。 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>84,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>168,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>420,000円</td></tr> </tbody> </table>		口径	金額	13mm	21,000円	20mm	42,000円	25mm	84,000円	30mm	89,000円	40mm	168,000円	50mm	210,000円	75mm	315,000円	100mm	420,000円	幕別町の額を基準に、 合併時に統一する。 【上水道事業】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>84,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>168,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>420,000円</td></tr> </tbody> </table>		口径	金額	13mm	21,000円	20mm	42,000円	25mm	84,000円	40mm	168,000円	50mm	210,000円	75mm	315,000円	100mm	420,000円
口径	金額																																																							
13mm	20,000円																																																							
20mm	40,000円																																																							
25mm	80,000円																																																							
40mm	160,000円																																																							
50mm	200,000円																																																							
75mm	300,000円																																																							
100mm	400,000円																																																							
口径	金額																																																							
13mm	21,000円																																																							
20mm	42,000円																																																							
25mm	84,000円																																																							
30mm	89,000円																																																							
40mm	168,000円																																																							
50mm	210,000円																																																							
75mm	315,000円																																																							
100mm	420,000円																																																							
口径	金額																																																							
13mm	21,000円																																																							
20mm	42,000円																																																							
25mm	84,000円																																																							
40mm	168,000円																																																							
50mm	210,000円																																																							
75mm	315,000円																																																							
100mm	420,000円																																																							
水道料金、加入者負担金及び手数料の減免(上水道・簡易水道事業)	該当なし	村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。	更別村の例により、合併時に再編する。		忠類村の例により、合併時に再編する。																																																			

「調整第159号（協議第33号） 行政区・町内会の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い
調整の内容	<p>1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</p> <p>2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。</p> <p>3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。</p> <p>4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。</p>

88

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区数 98区 最多世帯 306世帯 最少世帯 8世帯 平均 95.2世帯 ・組織 公区長を置く。 委嘱方法 区域内住民の推薦により町長が委嘱する。 任期 2年 身分 非常勤特別職 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区数 14区 最多世帯 175世帯 最少世帯 3世帯 平均 52.1世帯 ・組織 区長及び代理者を置く。 委嘱方法 区内の推薦により村長が委嘱する。 任期 1年 身分 非常勤特別職 その他 村議会議員は、区長及び区長代理者となることができない。 	<p>区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
行政区名	別紙のとおり 〔2町村で類似した名称〕 本町(トマチ) 1、2、3 幸町(サイイマチ) 錦町(ニシキマチ) 1、2 新生(シユイ)	別紙のとおり 〔2町村で類似した名称〕 本町(トマチ) 幸町(サイイマチ) 錦町(ニシキマチ) 新生(シユイ)	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。
行政(公)区長会議	春 全体会議及び研修会 秋 地区別公区長会議 (3地区に区分)	年5回(1、3、4、7、10月)	年2回開催する。 5月 全体会議 11月 地区別会議 (4地区 幕別3地区、忠類地区)
行政区内への配布物	・ 配布日 毎月末日 (特別な事情がある場合、随時配布) ただし、当該日が休日となる場合は直前の開庁日 ・ 配布内容 広報、町のお知らせ及び啓発パンフレット ・ 区長への配布方法 運送業者が配送	・ 配布日 毎月第1、第3水曜日 (特別な事情がある場合、随時配布) ただし、当該日が休日になる場合は次の開庁日 ・ 配布内容 広報、村のお知らせ及び啓発パンフレット ・ 区長への配布方法 市街地区は職員が送達 農家地区は郵送	幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。

	幕別町		忠類村	
	行政区名	フリガナ	行政区名	フリガナ
1	本町1	モトマチイチ	栄町	サカエマチ
2	本町2	モトマチニ	幸町	サイワイマチ
3	本町3	モトマチサン	本町	モトマチ
4	幸町	サイワイマチ	錦町	ニシキマチ
5	旭町1	アサヒマチイチ	白銀町	シロガネマチ
6	旭町2	アサヒマチニ	西当	ニシトウ
7	旭町4	アサヒマチヨン	上忠類	カミチュウルイ
8	錦町1	ニシキマチイチ	上当	カミトウ
9	錦町2	ニシキマチニ	東宝	トウホウ
10	寿町1	コトブキマチイチ	元忠類	モトチュウルイ
11	寿町2	コトブキマチニ	幌内	ホロナイ
12	寿町3	コトブキマチサン	新生	シンセイ
13	宝町	タカラマチ	豊成	ホウセイ
14	南町1	ミナミマチイチ	晩成	バンセイ
15	南町2	ミナミマチニ		
16	緑町1	ミドリマチイチ		
17	緑町2	ミドリマチニ		
18	緑町3	ミドリマチサン		
19	緑町4	ミドリマチヨン		
20	新町	シンマチ		
21	相川	アイカワ		
22	相川東	アイカワヒガシ		
23	相川南	アイカワミナミ		
24	相川西	アイカワニシ		
25	相川北	アイカワキタ		
26	大豊	オオトヨ		
27	豊岡1	トヨオカイチ		
28	豊岡2	トヨオヨカニ		
29	明野南	アケノミナミ		
30	明野北	アケノキタ		
31	新川	シンカワ		
32	軍岡	イクサオカ		
33	南勢	ナンセイ		
34	猿別	サルベツ		
35	西猿別	ニシサルベツ		
36	新和	シンワ		
37	中央町1	チュウオウマチイチ		
38	中央町2	チュウオウマチニ		
39	中央町3	チュウオウマチサン		
40	豊町	ユタカマチ		
41	春日町	カスガマチ		
42	東春日町	ヒガシカスガマチ		
43	泉町	イズミマチ		
44	泉東	イズミヒガシ		
45	あかしや	アカシヤ		
46	あかしや南1	アカシヤミナミイチ		
47	あかしや南2	アカシヤミナミニ		
48	あかしや中央	アカシヤチュウオウ		
49	文京町	ブンキョウマチ		
50	みずほ町	ミズホマチ		
51	若草町1	ワカクサマチイチ		
52	若草町2	ワカクサマチニ		
53	若草町3	ワカクサマチサン		
54	桂町1	カツラマチイチ		
55	桂町2	カツラマチニ		
56	共栄町1	キョウエイマチイチ		
57	共栄町2	キョウエイマチニ		
58	共栄町3	キョウエイマチサン		
59	新北町東	シンキタマチヒガシ		
60	新北町西	シンキタマチニシ		
61	北町第1	キタマチダイイチ		
62	北町第2	キタマチダイニ		
63	北町第3	キタマチダイサン		
64	桜町北	サクラマチキタ		
65	桜町中央	サクラマチチュウオウ		
66	桜町南	サクラマチミナミ		
67	青葉町1	アオバマチイチ		
68	青葉町2	アオバマチニ		
69	西町1	ニシマチイチ		
70	西町2	ニシマチニ		
71	北栄町	ホクエイマチ		
72	札内区	サツナイク		
73	曉町東	アカツキマチヒガシ		
74	曉町西	アカツキマチニシ		
75	曉町北	アカツキマチキタ		
76	千住1	センジュウイチ		
77	千住2	センジュウニ		
78	千住東	センジュウヒガシ		
79	稲志別	イナシベツ		
80	中稲志別	ナカイナシベツ		
81	新生	シンセイ		
82	依田	ヨダ		
83	西和	セイワ		
84	昭和	ショウワ		
85	上稲志別	カミノイナシベツ		
86	日新1	ニッシンイチ		
87	日新2	ニッシンニ		
88	途別	トベツ		
89	古舞	フルマイ		
90	糠内市街	ヌカナイシガイ		
91	五位	ゴイ		
92	糠内第1	ヌカナイダイイチ		
93	西糠内	ニシヌカナイ		
94	中糠内	ナカヌカナイ		
95	美川	ミカワ		
96	明倫	メイリン		
97	中里	ナカサト		
98	駒鼻	コマハタ		

は、2町村で類似する名称

先進事例

ひたちおみやし
常陸大宮市(茨城県)

- (1) 5町村の区及び自治会等の行政連絡組織は、合併時は現行のとおりとし、合併後2年度を目途に大字程度を単位とする区制制度に統一する。
なお、同一及び類似の区名については、地域住民の意向を踏まえて調整する。
- (2) 地域住民と行政との連絡、調整方法及び要望の取りまとめ等については、現行のとおりとし、区制制度と併せて調整する。
- (3) 地域活性化交付金については、御前山村の制度を参考に調整し、合併の翌年度から新市全域の行政連絡組織を対象に交付する方向で検討する。

なかつがわし
中津川市(岐阜県 合併予定 - 平成17年2月13日)

山口村の行政区の取扱いは、合併時もこれまでの地区単位を継続する。

みょうこうし
妙高市(新潟県 合併予定 - 平成17年4月1日)

- (1) 行政区名は、原則として現行のとおり存続する。
- (2) 同一の名称を有する行政区については、合併時までに調整し区分する。

おおだてし
大館市(秋田県 合併予定 - 平成17年6月20日)

- (1) 行政区については、現行のとおりとする。
- (2) 行政協力員については、現行の行政町内会単位を基本とし、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、職務内容については、田代町の制度に統一する。